

第30回東京都環境審議会

平成19年5月31日(木)

都庁第二本庁舎31階特別会議室 21

小沼副参事 ただいまから第 30 回東京都環境審議会総会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただいております環境局環境政策部の小沼でございます。よろしくお願いいたします。

初めに本日の出席についてお知らせいたします。ただいまご出席いただいております委員につきましては 15 名のご参加をいただいております。臨時委員の方を含めまして委員総数 26 名の過半数に達しており、審議会規則に定めます定足数を満たしていることをご報告いたしたいと思っております。

開会に当たりまして村山環境局長からごあいさつを申し上げます。

村山局長 環境局長の村山でございます。きょうはお忙しい中、第 30 回の審議会に出席いただきまして本当にありがとうございます。

昨年 5 月に、環境基本計画のあり方についてということで知事から諮問をさせていただきました。それ以来ご審議をいただいていたわけですが、きょう、中間のまとめという形でご報告をいただけると伺っております。本当にありがとうございます。

東京都の環境行政は現在、世界で最も環境負荷の低い都市ということを一つの目標といたしましてがんばっているわけですが、気候変動対策を初めとして、自動車公害対策あるいは廃棄物対策等、さまざまな課題が山積をいたしております。そうした課題について非常に機動的に、かつ大胆に、着実に施策を進めていく上では、大きな方針といたしまししょうか、指針が必要であるということで、環境基本計画の改定を今年度中に行いたいということをお願いをいたしているわけでございます。

きょうの中間のまとめのご審議に当たりまして、それぞれ先生方の貴重なご意見をいただきまして、これからの私どもが生かしていければと考えておりますので、そのことをお願いいたしまして、冒頭の私からのあいさつとさせていただきます。きょうはよろしくお願いいたします。

小沼副参事 初めに本日の資料を確認させていただきます。お手元に、第 30 回東京都環境審議会会議次第を頭にいたしまして資料を用意させていただいております。

会議次第に続きまして資料 1「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ案)」、資料 2 といたしまして、今後のスケジュールをつけさせていただいております。参考資料 1 として、審議会の委員の名簿、参考資料 2 として諮問書、参考資料 3 として諮問趣旨、参考資料 4 として、環境審議会の関係規定を添付させていただいております。すべておそろ

いでしょうか。何かございましたら、事務局までお申しつけください。

これからの議事につきましては小早川会長にお願いいたしたいと思います。小早川会長、よろしくお願いいたします。

小早川会長 それではただいまから会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに議事(1)「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ)」であります。

東京都環境基本計画の改定につきましては昨年5月30日に環境審議会に諮問され、企画政策部会で検討するよう付議させていただいておりましたが、本日は福川部会長から審議経過につきましてはご報告をお願いしたいと存じます。

福川部会長 それでは福川から、これまでの環境基本計画のあり方についての審議経過、それから概要をお話しさせていただきたいと思います。お手元の資料1「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ案)」に沿ってお話をさせていただきます。

全体の経過をもう少し詳しく振り返っておきたいと思いますが、資料の最後の89ページを開いていただきますと、これまでの審議の経過が出ております。

この諮問が行われたのがちょうど1年前の5月30日でした。そこで第27回環境審議会が行われ、ここで「東京都の環境基本計画の改定について」という諮問をいただいたわけです。それを受けて、審議会の中の企画政策部会を中心に検討を開始いたしました。

企画政策部会の中には二つの分科会を置いて検討を進めました。一つが環境都市づくり調査会、もう一つが環境経済施策調査会です。それぞれの調査会が13回の会合を行って中間のまとめに至ったわけです。

報告のおおよその内容であります。目次を開いていただきたいと思います。全部で4章の構成になっています。第1章は「基本計画の改定に向けて」ということで、右のページに書いてあるものです。2章以下が本文になるわけですが、三つある章の中で、最初の2章が全体的な方針を書いたところで、大変重要な部分だと思っておりますが、そのところを少し説明しておきたいと思っております。

この中には四つ構成がありまして、ごらんのように、東京を取り巻く社会経済の動向、東京が直面する環境問題についての新たな認識、3番目が東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割、そして目標設定の考え方ということになっておりますが、この中でも特に東京が直面する環境問題についての新たな認識というところが大変重要だと思っております。5ページから始まっております。三つの項目が立てられています。

第 1 は気候変動の危機の顕在化、第 2 が環境汚染に対する予見かつ継続的な対応の必要性、第 3 は、より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上であるということで、三つの課題についての新たな認識、環境問題についての新たな認識が表明されています。

今回の環境基本計画の中で最大にクローズアップされてきたことは言うまでもなく、第 1 の気候変動の危機の顕在化というところです。

前回の基本計画のときも参画させていただいておりましたが、2001 年だったと思いますが、既に京都議定書は出ていたんですが、必ずしもこのことが喫緊の課題という形にはなりません。しかし、今はそうではないということですね。そのことが最初に極めて明快に書かれておまして、現在の基本計画策定時には、地球温暖化は多くの人々にとって将来世代への影響が懸念されるという予感的な危機意識だった、しかし、この 5 年間には気候変動ということがあらわれ、それは非常にリアルで差し迫ったものとして大きく受けとめられるようになり、大きく変化してきたということで、ここのパラグラフの一番下 3 行が一番重要だと思います。

「第二は」と書いてある上の 3 行ですが、「気候変動のもたらす危機は、将来世代が直面する可能性のある未来の危機ではなく、今日の都民の生命、財産、健康にも直接的な影響を与え得る、今そこにある直接的な危機として捉えられるべきだ」、これが一番重要なポイントだということです。

三つの認識の上に立って、6 ページから -3「東京都が目指すべき都市の姿と果たすべき役割」ということで整理がされております。

「都市の存立は」というところから始まりますが、その下に「こうした基本認識に立つとき」という文章がありますが、ここが一番整理されている文章だと思います。「こうした基本的な認識に立つとき、東京がまず目指すべきなのは」ということで 3 点挙げています。1 番がみずからの存立基盤である地球環境への負荷を極小化するエネルギー効率の高い都市であること。2 番目が、これまでの取り組みを継続強化し、環境汚染が完全に解消された都市を目指す必要がある。三つ目ですが、より快適で質の高い生活を享受できる都市へのステップに立ち、都市の質を高める施策を強化していくことである。そして、全体として目指す目的、目標は次のパラグラフの最後の括弧書き、「少ないエネルギーで安全、快適に活動、生活できる都市を目指す」ということであります。

それを図化したのが 7 ページの右の図ですが、この図は調査会の中でもいろいろご意見が出た図であります。基本的には、今挙げた 3 点が右側のステップ、黒字に白抜きで書

いてあるところです。調査会では、快適性という言葉が、これだけ見ると、文章の中にはいろいろ書いてあるんですが、単にエアコンの涼しい部屋にいるように聞こえるかもしれないので、そこらを注意しなきゃいけないという議論がさんざん行われました。

ともあれ、この図に示されているような形で、目指すべき都市へのステップは上がっていくんだということで、したがって、今挙げた 3 点、あるいは図の中の黒抜きで書いてある項目に従って、以下の具体的な施策の展開が検討されております。

もう一度目次に戻っていただきますと、目次の中の第 4 章「施策のあり方について(分野別施策)」、今挙げた三つのポイントが -1、 -2、 -3 ということで掲げられております。これらについてそれぞれ詳細にこれまで検討してまいりました。

-1 に関しては、先ほどから出ている気候変動に象徴される生存基盤に関する項目が取り扱われています。 -2 は、ある意味では伝統的なこれまでの環境政策の内容が含まれますが、新しい問題も出ておりますので、それが扱われております。 -3 が、より快適で質の高い都市を目指すということになっています。

これを踏まえて 4 章の「施策のあり方について(横断的・総合的施策)」という整理があるわけですが、これも三つの節に分かれておりますが、第 1 節、第 2 節は、それぞれの調査会の報告がそのまま入れてあります。第 1 節が環境都市づくり調査会の報告、「環境配慮・環境対応が内在化されて都市づくりの推進」ということです。第 2 節が環境経済施策調査会の報告から「経済的手法のあり方について」ということで、非常に高い目標をこれから達成していかなければいけないわけですが、そのための一つのキーになる内容がこの中に込められていると思います。第 3 節は、そのために必要なさまざまな項目が 7 項目にわたって整理されているものでございます。

以上が全体の構成ですが、前回の基本計画の改定のときに比べると内容が一段と厳しいものになってまいりました。1 年かけて議論してまいりましたが、1 年の間にいろいろなことがありました。一番大きなのは温暖化パネルの発表でありましたし、この間に、世界の各都市、各国、各州が意欲的な目標をどんどん掲げて、この問題に対する姿勢を強めているということです。

東京におきましては、日本においてはなかなか議定書の達成も難しいということもあり、また、東京の環境も、緑を含めて必ずしもいい方向に向かっていない側面があります。環境施策というのは、そういう意味では待ったなしの状態にあるわけですし、今年度いっぱい基本計画をより効果的なものに検討していくわけですが、合わせて、できることから

政策も進めていく必要があると思います。

そういう意味では、東京都におかれましては、よりスピード感のある効果的な政策を精力的に進めていただきたいと思いますと思っています。

以上概要をご説明いたしましたが、細かいことに関しましては事務局でお願いしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

小早川会長 福川部会長、ありがとうございました。大変しっかりした議論を積み重ねて、メリハリのきいた、わかりやすい中間まとめをつくっていただいたように思いますが、今お話がございましたように、引き続き事務局より資料説明をお願いします。

小沼副参事 事務局より、施策のあり方につきまして説明させていただきます。資料の9ページをお開きいただきたいと思います。第 章から分野別の施策をそれぞれ、先ほどの三つのポイントに分けて記述してございます。

10 ページ、気候変動の危機回避に向けた施策の展開としまして、現状を記載してございます。下の表をごらんいただきたいと思います。二酸化炭素を含めまして、温室効果ガスの排出の状況を記述してございます。基準年度とございますのは 1990 年度でございます。基準年度に比較しまして 2005 年度はトータルで 5.0%の増、二酸化炭素だけに限りましても 7.4%の増、分野別に見ますと、産業部門についてはマイナスの 43.4 ということで大きな減っておりますが、業務部門については 33%増、家庭部門 15%増、運輸部門 7.7%増と、それぞれ二酸化炭素の排出量が増加しているところでございます。特に増加が激しい業務部門につきましては、11 ページの一番下、業務部門の動向ということで記述をしてございます。

12 ページの冒頭に表がカラー刷りで載っているかと思えます。全体が業務部門でございますが、黄色いところが、事務所ビルにつきましての二酸化炭素排出量でございます。左上の棒グラフ、1990 年から 2005 年にかけて事務所ビルの増加が著しく大きいということでございます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。気候変動対策のあるべき姿・目標でございます。一番初めのところですが、危険な気候変動を回避するために温度上昇を 2 以内に抑える必要がある。そのため、2050 年には世界全体で、1990 年レベルの半分以下に温室効果ガスの排出を抑えなければいけない。先進国である日本はそれ以上の削減が求められるということでございます。その中で、東京は日本の首都として、また、世界有数の大都市として、大幅な温室効果ガスの削減に貢献していく必要があるという認識に立ってござい

す。

その下に四つ、あるべき姿を記述してございます。低炭素型社会への転換、2050年には少なくとも現在の半分以下の排出量削減を目指す。二つ目は、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの有効活用を進める。三つ目は、自然の光や風、熱をそのまま活用するパッシブエネルギーの活用も含めて、建物単体の性能だけではなく建物相互の関係、あるいは周辺緑化の関係を踏まえたまちづくりが進んでいる。四つ目は、環境への負荷を最小にする社会システムと技術、そして、ライフスタイルが東京の魅力をさらに高めている。先駆的な都市モデルとして世界に広がっていると記述してございます。

中期的な目標といたしまして、2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減するという目標を掲げてございます。この目標に向けまして、の注釈でございますが、今後、最終のまとめまでの段階でそれぞれ家庭部門とか業務部門、そういった分野別の削減目標を検討してまいりたいと思っております。

16ページ後半から、気候変動の主な施策のあり方を記述してございます。17ページ、1「エネルギー需要の見直しと省エネルギー技術の全面展開による二酸化炭素の削減」でございます。ここにおきましては大規模事業所対策の強化、あるいは経済的手法も活用したCO₂削減の仕組みづくりの検討、家庭での省エネを本格的に推進するといったしまして、家電製品の省エネ促進、あるいは各家庭において日々の生活のあり方、消費のあり方を見直すような取り組みが必要だという記述を加えてございます。

18ページ、再生可能エネルギーの利用拡大ということで記述をしてございます。パッシブソーラー、太陽光発電、太陽熱機器、こういった普及拡大を踏まえまして太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大を図るとしてございます。19ページにおきましては、エネルギーのグリーン購入の推進といったしまして、電気のグリーン購入の拡大、グリーン熱やグリーン燃料等の検討も記述してございます。

20ページ、都市づくりの中でのCO₂削減といったしまして、都市開発に起因しますエネルギー需要の増大に対して、温室効果ガスの発生量の増加を抑制する施策を推進していく。新築、既存建築物の省エネルギー対策を推進していくと記述してございます。21ページから22ページにかけては、CO₂以外の温室効果ガス対策といったしまして、メタンあるいはノンフロン化の推進などの対策を記述してございます。23ページには、東京都の率先行動、カーボンマイナスムーブメントといったしまして、気候変動の危機に対する啓発とか環境学習の推進、そういった連携などを記述してございます。

25 ページからが、気候変動の中でも環境交通に焦点を絞った記述でございます。

27 ページをお開きいただきたいと思います。施策のあり方・方向性のところでございますが、交通行動の変革、自動車への過度の依存からの転換といたしまして、28 ページに公共交通機関の利用促進、29 ページでは、自動車交通量の抑制といたしまして、経済的手法、規制的手法による自動車交通量の抑制、30 ページ、環境負荷の少ない自動車使用への転換、誘導といたしまして、一つは自動車利用におけるグリーン調達、エコドライブの推進の取り組みを進めるといった記述をしてございます。

31 ページ、自動車環境管理計画書制度によって事業者の取り組み拡大を図っていくという記述をしてございます。4 番としまして、自動車の環境性能の向上でございます。燃費基準の前倒しの実施を推進、32 ページにかけまして、燃料施策としましてバイオマス燃料の利用促進、次世代自動車燃料の開発、普及促進を記述してございます。33 ページからが省資源化と資源の循環利用でございます。

34 ページをお開きいただきますと、最初のグラフで、左側が一般廃棄物、右側には産業廃棄物の都内での排出量、最終処分量をお示しいたしております。廃プラスチックの表を見ていただきますと、都内の産業廃棄物の廃プラスチックの多くが埋立処分されている現状を示してございます。下の二つのグラフ、右側は、産業廃棄物のうち建設泥土が最終処分量の半数以上を占めている現状をお示ししております。

35 ページに施策のあるべき姿・目標を記述してございます。省資源化と資源の循環利用によりまして、天然資源消費量と廃棄物排出量抑制、廃棄物処理にかかる環境への負荷が最小化された循環型社会を構築されているといったあるべき姿をお示ししております。主な施策といたしまして、発生抑制、リサイクルの推進、36 ページでは、健全な廃棄物処理、リサイクル技術の発展の促進を記述してございます。

38 ページ、三つのステップの二つ目、環境汚染の完全解消あるいは予防原則に基づく取り組みの推進でございます。健康で安全な生活環境の確保ということでまとめたところでございます。

最初が大気汚染物質の現状でございます。39 ページの最初の表をごらんいただきますと、都内の大気汚染の改善状況をお示ししております。SPM、浮遊粒子状物質につきましては、2003 年、2005 年の対比で、一般局、自排局両方で、2005 年初めて 100%の環境基準の達成を果たしたところでございます。二酸化窒素につきましては、2003 年、2005 年を比べていただきますと改善傾向にはあるものの、環境基準で 100%の達成はまだまだであるという

ところでございます。

40 ページの下にオキシダントということで、表を二つ載せてございます。右側の表でございすが、赤い折れ線グラフが近年に急激に増加いたしております。高濃度の光化学オキシダントが出現する日数が近年増加している状況をお示ししております。

41 ページ以降が施策のあり方・方向性を記述してございます。自動車に起因する大気汚染対策ということでございまして、ポスト新長期適合車の早期普及促進、42 ページにおきましては低公害車への代替促進、流入車対策、43 ページからは、自動車以外の部分の大気汚染対策といたしまして、一つはばい煙発生施設のところでございすが、低 NOX かつ省エネ型ボイラーの普及促進を図るべき、あるいは 44 ページにおきましては、船舶からの排出ガスについての取り組みも進めるべきという記述をしてございます。「その他(未規制分野)」といたしまして、45 ページにわたりますが、PM2.5 の微小粒子対策といたしまして、目標値の設定、対策を検討していく必要があるという記述をしてございます。

46 ページをお開きいただきたいと思います。化学物質の適正管理あるいは環境の負の遺産を残さない取り組みでございすが、左側の表をごらんいただきますと、化学物質の排出量、都内でございすが、年々減少している状況がございすが、47 ページ以降、ダイオキシン類の状況、48 ページでは河川の BOD、海域の COD の状況をグラフとともに記述してございすが、河川につきましては低減傾向、海域につきましては横ばい傾向というところが読み取れるかと思ひます。

51 ページ、あるべき姿・目標といたしまして、予防原則にのっとりた化学物質の管理を徹底するとしております。土壌汚染やアスベストを初めとする環境の負の遺産を残さない、つくりな社会が形成されている。都民が身近に、安心して水に親しめ、多様な生物が息する水環境を実現、東京湾の海辺もふれあいを取り戻し、都民の憩いの場とする。産業廃棄物の不法投棄撲滅、有害廃棄物の都内処理体制の確立を記述しているところでございすが。

56 ページ、騒音・振動・悪臭等対策、いわゆる生活環境問題の解決の分野でございすが、道路交通騒音・振動のところの記述でございすが、交通騒音についてはいまだ環境基準達成率が低いということで、206 地点のうち昼夜とも達成していたのは 39 地点、達成率 18.9%という現状を記述してございすが、58 ページ、あるべき姿・目標といたしまして、騒音・振動・悪臭の解消と、良好な音環境、「かおり」環境の創出によりまして、快適で暮らしやすい都市、品格のある都市の姿を示していくべきという、あるべき姿を記述してご

ざいます。

60 ページからが、三つ目の、より快適で質の高い都市環境の創出、いわゆる水と緑関係の分野でございます。東京の緑の現状が書いてございます。緑率といたしまして、2003 年、区部で 24%、多摩で約 72%という記述がございます。1998 年からの 5 力年間で区部で 0.8%、多摩で 1.8%の緑が減少している現状でございます。61 ページ、あるべき姿・目標のところですが、水辺空間、緑で東京を包み込む。都民や企業と一体となって、東京全体で緑のムーブメントが巻き起こっている。あらゆる都市空間で緑化が進んでいる。にぎわい溢れる魅力的な水辺空間、こういう記述をしてございます。

目標としまして二つ、2016 年度までにということ記述してございます。東京全体でございますが、新たに 1,000 ヘクタールの緑を創出、街路樹を 100 万本に倍増という記述をしてございます。施策のあり方・方向性として、一つは開発許可制度、緑化計画書制度の強化、充実を図っていくという記述をしてございます。

64 ページは、水循環の再生とうるおいある水辺環境の回復ということで、現状あるいはあるべき姿を記述してございます。67 ページ、熱環境の改善による快適な都市空間の創出ということで、ここでは主にヒートアイランド現象、その対策といたしまして記述をしているところでございます。71 ページ、森林、丘陵地、島しょにおける自然の保全ということで、荒廃する森林の現状、喪失している谷戸、里山の現状を記述し、72 ページ以降、あるべき姿、施策のあり方を記述しているところでございます。

76 ページからが分野別ではなくて、「施策のあり方について(横断的・総合的施策)」として記述をしたところでございます。都市づくり調査会報告のところですが、分野別施策のあり方だけでなく、都市づくり、都市活動全般において総合的・横断的に環境配慮を組み込んでいく大きな枠組みが必要であると記述をしてございます。このため都市基盤整備など、都市活動のさまざまな場面で環境配慮を内在化させる都市づくりを促進していくと記述してございます。

79 ページがもう一つの分科会、環境経済施策調査会報告の取りまとめでございます。規制措置も含めて、市場外の環境対策コストを市場内部のコストとする仕組みづくりを行う。そして、市場活動、経済活動の担い手全員が今後の環境対策の担い手になるんだということを記述してございまして、そうした措置をとることで、社会や経済を動かすルールに環境対策の視点を織り込むことができるという記述をしてございます。

83 ページ以降が、持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築ということで、戦略的

な連携プロジェクトパッケージ、84 ページが、首都圏自治体や区市町村など他の自治体との施策連携、85 ページは、環境に関連した最新技術の開発促進、環境ビジネスの創出を記述してございます。調査研究の充実強化、86 ページでは、環境を引き継いでいく次世代の人材育成、87 ページでは、都民、国民、世界の人々を巻き込んだムーブメントを起こしていくという記述をしてございます。88 ページで、この間、東京都で取り組みを進めております、一つはカーボンマイナス都市づくり、もう一つは緑の都市づくりの記述をしてございます。以上でございます。

小早川会長 ありがとうございます。ただいまの企画政策部会のご報告の内容につきまして皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

岸委員 23 ページに、温暖化に関する対応策という形で、リスクダウンのことが書かれています。環境の基本計画の枠の中では、温暖化ガスをいかに効率よく減少させていくかということが柱だということはよくわかるんですが、実際に起こってくるのが予想される、例えば水害とか土砂災害とか、そのリスクに対する温暖化対応施策はどこかでまとめて、別の形で討議されているのかなと思うんですが、その関連がわかるような、括弧書きでもいいからあるといいかなと思います。これは質問です。

以前から気になっていることですが、東京都域の広域的なランドスケープ認識に絡むことですが、61 ページ、「市街地における豊かな緑の創出」ということで、あるべき姿・目標として、「多摩川、荒川で囲まれた大きな軸」と出てくるんですが、これは明治、国木田独歩、田山花袋以来の伝統的な東京の郊外把握そのもので、武蔵野のことを言っているんですね。大きく外れるのは町田だけですが、町田にはほとんど多摩川水系はなくて、あそこは全域が鶴見川と境川水系で、多摩川とやってしまうと外れて、ずっともめ事の種なんですね。だから、もしやるのであれば「多摩川・多摩丘陵」と入れていただくのがよろしいと思います。

なぜかという、広域連携の話が出ていますが、東京の隣は北は埼玉、南は神奈川ですが、神奈川と東京の接続ジャンクションは多摩丘陵で、多摩川水系じゃないんです。全然違うんです。

丘陵地に関する環境局のフィンガープランがそのまま残っていると思いますが、フィンガープランの表紙を見ていただくと、多摩丘陵が全部多摩川水系という形で絵が書いてあります。現在もそうになっていますが、大間違いでして、多摩丘陵のほとんどは鶴見川と境川水系ですので、ぜひ多摩丘陵認識をしっかりと入れていただきたい。これは国土形成計画

と絡んで、首都圏の広域の計画をやるときに、東京都の認識の一番重要なところかなと。緑地のネットワークの問題については一番重要なところかなと思います。ぜひ資料を再確認していただけるとありがたい。

細かいことですが、51 ページ、「きれいになった多摩地域の中心河川」、これは「中小河川」だろうと思います。

今後の周辺の、例えば都市域である埼玉、神奈川との連携、緑地その他で空白のないようなランドスケープをやっていただきたいと思います。

小早川会長 ありがとうございます。いろいろご意見をいただいて、必要に応じて、コメントがあればということをお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

小沼副参事 23 ページの適応策のところでございます。確かに企画政策部会でも、適応策の記述が弱いというご指摘を何度も受けまして若干加えたところがございますが、我々、気候変動対策としてやっている次の段階としてどうしても出てくる可能性がある高潮対策とか都市水害対策、こちらの方はもちろん、ほかの部署であります。都庁としては防災の一つとして取り組んでいるところでございます。

ただ、そこでの連携がここで切れちゃって、本当にやっているかどうかもわからないような記述になってございますので、最終の段階のまとめでは、つながりを見せられるような記述を検討してまいります。

岸委員 その際、東京都の中心認識は三多摩、特に南多摩の神奈川県に属していたころの空間認識がそのまま来ているというのが僕の持論で、南多摩、八王子、稲城、町田というのは巨大な丘陵都市でありますので、温暖化で雨の降り方が変わってくると土砂災害が大変なところなんですね。人がたくさん住んでいる西多摩とっていただければ。

いつも高潮とか都市水害ということだけ出てしまうんですが、ぜひ南多摩の丘陵地のことを、多摩丘陵という認識が入らないところは落っこちますので、もう一度既存の計画を見直していただいて、認識の空白を埋めていただきたいと思います。

小早川会長 よろしゅうございませうか。今ご意見をいただきましたが、これにつきましては今後、最終のまとめに向けた部会での検討に十分反映させていただくようお願いしたいと存じます。

そういう理解のもとで、この部会報告であります中間のまとめ案を本審議会として了承したいと存じますが、いかがでございませうか。よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

部会報告につきましては適当であるとご承認いただいたものとさせていただきます。皆様にご承認いただきました内容に沿いまして、都知事へ中間のまとめのご報告をさせていただきます。ただいまから村山局長に中間のまとめをお渡しいたします。

〔「中間のまとめ」手交〕

小早川会長　ここで村山局長よりごあいさつをちょうだいします。

村山局長　ただいま小早川会長から、東京都環境基本計画のあり方について中間まとめをいただきました。

先ほど申し上げましたように、昨年5月に諮問させていただいてから1年、延べ9回の分科会と4回の企画政策部会で精力的にご議論をいただきましてありがとうございました。

これから最終のまとめに向けての、今いろいろご指摘をいただいた点も含めましてあるわけでございますので、都民の意見なども集約をいたしながら、委員の皆様方には引き続き最終まとめに向けて、さまざまな角度から一層のご意見、ご提案をいただければと考えております。よろしく願いを申し上げます。

同時に、私ども行政といたしましても、環境問題の喫緊性ということから考えますと、行動を急がなければならない、迅速な行動が求められていることを痛感をいたしているところでございます。

とりわけ気候変動対策の問題につきましては、先ほど福川部会長が、本文の中から引用もされましたが、今そこにある直接的な危機だとしっかり受けとめることが肝要であるというご指摘もございましたし、迅速な行動を起こさなければならないというコメントもいただいたところでございまして、私どもといたしましては、今回の中間のまとめ、そして、これまでいろいろ分科会、部会等でいただいたご審議の内容などを受けとめ、踏まえまして、先ほどの福川部会長のコメントの中にもありましたように、できることから、やるべきことは迅速にやっていくという立場で、これの具体化、実践化を進めていきたいと考えている次第でございます。

その点の決意を申し上げまして、私からのお礼のごあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

小早川会長　村山局長、どうもありがとうございました。この件につきましては今後の取り運びをよろしく願います。

続きまして議事の(2)の諮問に移らせていただきます。知事から当審議会に対しまして、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正について諮問があります。これを村

山局長からお受けしたいと存じます。

〔 諮問書手交 〕

19 環政政第 123 号
諮 問 第 23 号
東京都環境審議会

東京都環境基本条例(平成 6 年東京都条例第 92 号)第 25 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の改正について諮問します。

平成 19 年 5 月 31 日

東京都知事 石原 慎 太 郎

小早川会長 ただいまの諮問につきまして、事務局から諮問のご趣旨についての説明をお願いいたします。

小沼副参事 ただいま委員の皆様のお手元にお配りいたしました資料に基づきまして説明させていただきます。2 枚目になります。諮問第 23 号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正)の諮問趣旨についてでございます。

諮問理由は 1 にありますとおり、気候変動の危機など人類・生物の生存基盤を脅かす問題、健康で安全な生活環境に支障を及ぼす問題等に適切に対応し、これまで以上に環境への負荷を低減するには、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める関係規定を改める必要があるためでございます。

先ほど報告をいただきました「環境基本計画のあり方(中間のまとめ)」に示されました施策のあり方・方向性を踏まえまして、都として今後、気候変動の危機を初めとしました喫緊の課題への施策展開を図っていくに当たりまして、新たな規制あるいは仕組みを定める必要がある場合、そういった事項につきまして早急に検討を開始する必要があります。

このため、環境基本計画のあり方の審議と合わせまして、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、略称で私ども、環境確保条例と呼んでおりますが、この条例の改正に

ついて諮問するものでございます。

2番に主な検討事項としてございます。資料にありますとおり、1、気候変動の危機回避、2、持続可能な環境交通、3、大気汚染物質のさらなる排出削減、4、環境の負の遺産の解消、5、市街地における豊かな緑の創出、6、水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復、7、熱環境の改善による快適な都市空間の創出でございます。

これら中間のまとめに記載されております課題を実現するため必要な、実効性のある仕組みのあり方につきましてご検討いただきたいというお願いでございます。以上でございます。

小早川会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、諮問の趣旨についてご説明をいただきましたが、その趣旨を考えますと、対象とする分野が非常に広い範囲にまたがっているわけでございます。そのような点を考慮いたしますと、現在の三つの部会に加えて、新たに特別部会を設置して、そこで審議をお願いする形がよろしいかと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございませうか。特にご異議がなければ、特別部会の設置についてご承認をいただいたことにさせていただきます。これにつきまして事務局から具体的な説明をお願いいたします。

小沼副参事 ただいま資料をお配りしますので、そちらをごらんいただきたいと思いません。

(資料配付)

小沼副参事 「特別部会の設置について」という資料を配らせていただきました。

1の目的でございますが、先ほど諮問にありました環境確保条例の改正についての調査審議を円滑に行うためでございます。2の設置者でございますが、審議会会長でございます。3の設置根拠でございますが、環境審議会規則第7条第1項になります。4の名称でございますが、環境確保条例改正特別部会といたしたいと思えます。5の所掌事務でございますが、環境確保条例の改正に関する事項となります。6の設置期間でございますが、会長が設置した日から答申の日まででございます。先ほど、この審議会におきまして設置につきまして決定されましたので、本日からということになります。7の構成でございますが、会長が指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織するというところでございます。

なお、参考資料といたしまして、環境基本条例、環境審議会の規則をお手元にお配りしております。ご参照いただければと思えます。以上でございます。

小早川会長 ありがとうございます。部会委員の選任や今後の進め方につきましては

今後、私と事務局で相談し調整して、皆様にお示ししてまいりたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了となります。これ以降につきましては事務局
に引き継ぎたいと存じます。

小沼副参事 ありがとうございました。最後に、本日、中間のまとめのご報告をいた
だきました環境基本計画の改定にかかる今後のスケジュールについてご説明させていただきます。
冒頭にお配りした資料 2 をごらんいただきたいと思います。

平成 19 年 5 月 31 日、企画政策部会、東京都環境審議会、中間のまとめ報告が、ただ
いまご審議いただいた内容でございます。この後のスケジュールでございますが、予定と
いたしまして、6 月 6 日から 1 カ月間、中間のまとめにつきまして、都民の意見の募集を開
始したいと思います。都民からいただいた意見を取りまとめまして、7 月下旬から企画政策
部会において、最終のまとめに向けた審議をいただければと思っております。そして、冬
ごろを目途に部会での取りまとめ、審議会での答申をいただきたいと思います。最終的に
は平成 19 年度内の環境基本計画の改定を目指してまいりたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。これもちまして第 30 回東京都環境審議会を閉
会いたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。